

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月4日～令和7年1月31日までの3年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする事

女性社員・・・取得率を80%以上にする事

#### <対策>

- 令和4年1月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施
- 令和5年1月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する

目標2:小学生(※)の子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

※既に「小学校就学の始期に達するまでの子」についての短時間勤務制度は導入済み。

#### <対策>

- 令和4年1月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和5年1月～ 制度導入
- 令和5年2月～ 社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標3：令和6年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

#### <対策>

- 令和4年12月～ 社員へのアンケート調査
- 令和6年12月～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和7年1月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修(年2回)及び社内報などによる社員への周知(毎月)